

事業報告

自 2024 年 1 月 1 日
至 2024 年 12 月 31 日

I. 株式会社の状況に関する重要な事項

事業の経過及びその成果

当社は、2016 年 10 月に設立し、2017 年 5 月より正式にサービスを開始いたしました。以降、スマートフォンアプリの提供、取引所サービスの開始等、サービスの継続的な改善に努めました。また、2020 年 5 月に第一種金融商品取引業者に登録されております。当事業年度においては、前事業年度から継続した取り組みに加え、新規取扱銘柄として、アバランチ（AVAX）を追加いたしました。さらに、当社では 2 例目となる IEO（Initial Exchange Offering）を実施し、NOT A HOTEL DAO 株式会社が発行する NOT A HOTEL COIN（NAC）の取り扱いを開始いたしました。これにより、発行体から受託販売手数料、顧客から販売手数料を取得し、収益として計上いたしました。

3 月には運用管理の効率化を目的とした会社分割を実施し、親会社である GMO フィナンシャルホールディングス株式会社にシステム開発・運用・保守等の事業を承継いたしました。本事業承継によりグループ全体でノウハウを共有し、システム開発の生産性向上を図るとともに、今後の事業成長を加速させる基盤を築きました。

当事業年度の、暗号資産市場においては、世界的な経済変動や金融政策の影響を受けながらも状況を呈しました。特に、1 月には米国で BTC の現物 ETF が承認され、4 月には BTC の 4 回目となる半減期を迎えるなど活発化しました。11 月からは米国大統領選挙の影響を受けて、本格的な上昇局面に入り、12 月には BTC 価格は史上最高値の 1,640 万円台に到達いたしました。これらの市場動向により、当事業年度の営業収益は 8,055 百万円となり、営業利益は 3,089 百万円、経常利益は 2,735 百万円となりました。

II. 業務の適正を確保するための体制

〔決定内容〕

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「取締役会規程」「情報セキュリティに関する基本方針」「システムリスクに関する基本方針」等に定めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」及びシステムリスクに関する規程等に定めるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理に関する体制については、「リスク管理規程」に定めるものとし、システムリスクの管理に関する体制については、システムリスクに関する規程等に定めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「組織・業務分掌規程」及び「決裁基準表」に従い、取締役に業務を分掌させることにより、その職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「内部管理態勢の具体的な方針」及び「コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する規程」に定めるものとする。

6. 監査役の補助者に関する事項

- (1) 監査役は、会社に対し、その職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）を置くことを求めることができる。会社は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。
- (2) 会社は、監査役の同意がなければ、その補助者の異動又は懲戒をしてはならない。
- (3) 監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の補助者は、他の部署を兼務しないものとする。

る。ただし、監査役の同意がある場合は、この限りでない。

7. 監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、次に掲げる場合には、遅滞なく、必要な事項を監査役に報告するものとする。

- ①取締役が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき。
- ②法令若しくは定款に違反する事実又は著しく不当な事実があると認めるとき。
- ③監査役が報告を求めたとき。

(2) 会社は、前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、「稟議規程」及び「決裁基準表」に従い、代表取締役又は取締役会の承認を受けて、会社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。代表取締役及び取締役会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要があると認めるときはその職務に関し、弁護士、公認会計士その他の専門家に相談することができる。

[運用状況の概要]

1. 取締役会の開催状況

当事業年度は取締役会を12回開催し、業務運営状況の報告や議案に関する審議を行いました。

2. 規程等の見直し

業務や内部体制の状況に合わせ、暗号資産管理のための規程類の改定のほか、外国為替証拠金取引サービス等の規程類の整備を行いました。

Ⅲ. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 親会社等との取引に関する事項

当社親会社であるGMOインターネットグループ株式会社及びGMOフィナンシャルホールディングス株式会社とは、主に役員の兼任、役務の受入れ及び資金の借入などの取引をおこなっております。

また、当事業年度においてGMOフィナンシャルホールディングスを承継会社とする吸収分割を実施しており、当社のシステム開発・運用・保守等事業を委託しております。

当社は、決裁基準表に関連当事者取引に関する事項を定めており、当決裁基準表に従い取引毎に適正性や妥当性を取締役会にて判断しております。

Ⅴ. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

以上